

【暮らしに役立つ法律問題・第7回(交通事故)】

弁護士 柳沢賢二

はじめに

現代のような車社会では、誰もが交通事故の加害者にも被害者にもなりうる可能性があります。不幸にも突然交通事故の被害に遭ってしまったらどうしたら良いのかわからない…。

今回はそのような場合の対応の仕方、弁護士に相談した方が良いこと、アドバイス等をご紹介します。

① 自賠責保険と任意保険

交通事故で怪我をさせたときのための保険として、自賠責保険と任意保険とがあります。

自賠責保険とは、必要最低限の損害をカバーする強制保険です(傷害の場合は上限120万円、死亡の場合は3000万円、後遺症認定された場合は1級から14級の等級に応じて4000万円(1級)～75万円(14級))。

任意保険とは、加入義務がなく、自賠責保険では十分に補償されない損害を補うための保険とされています。(原則として上限はなく実損害額の全額補償。)

被害者が保険金の支払いを請求する場合には、2つの方法があります。一つは、自賠責保険会社に対して自賠責保険でまかなわれる限度で請求をして、任意保険で上乗せされる分を任意保険会社から支払ってもらう方法です。もう一つは、任意保険会社に対して自賠責保険の保険金額も含めて一括して請求する方法(任意保険会社は、被害者に対する一括払い後に、自賠責保険会社に自賠責保険会社に自賠責保険の額を請求することになります)です。

② 損害賠償額について

交通事故の賠償額については、自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準の3つの基準があります。弁護士基準が一番高額になることが多いのですが、保険会社としては、なるべく支払う金額を低く抑えたいわけですから、弁護士基準を大きく下回る損害賠償額を提示することが多いです。被害者側は、提示された金額が妥当な損害賠償額であるかの判断がつかない場合が多いため、保険会社の提示金額が適正な額であると思って示談に応じてしまうことが多いのです。支払われる損害賠償額が適正であるかを判断するには、過去の裁判例等に関する専門的知識が必要になってきますが、一般の人がそのような知識をもっていることはまずありません。加害者の保険会社から損害賠償額の提示を受けたら、その金額が妥当な損害賠償額であるかどうか、一度弁護士に相談されてみて下さい。

③ 後遺障害等級認定

交通事故によって体に障害が残ることを後遺障害といい、後遺障害の程度に応じて1級から14級まで分類されます。後遺障害等級認定は、損害保険料率算出機構が行いますが、そこで必ずしも満足のいく等級を受けられるとは限りません。損害保険料率算出機構で認定された等級が、後遺障害慰謝料や労働能力喪失率を認定する際の重要な判断材料となります。適正な後遺障害等級を獲得するためには、交通事故直後から適切な治療や検査の受け方、医師による後遺障害診断書の作成など、交通事故直後から適正な後遺障害等級認定を受けるためのポイントがいくつもあります。

後遺障害等級認定手続きは、法律的な知識だけでなく、医学的な知識も必要になるので、被害者本人の力だけでは、適正な後遺障害等級認定を獲得することは至難の業ですので、専門家である弁護士に相談されることをお勧めします。

最後に

弁護士は、交通事故に遭われた方からのご相談に、あらゆる面でお応えすることができます。軽微な損害だから見落としていることや保険会社の提示額が妥当かどうか専門家だからこそアドバイスできることもあります。また、弁護士費用特約に入っていれば、軽微な事故でも、弁護士費用の自己負担なしに費用を気にせずにご相談や事件の依頼ができる事例が多いので、遠慮なく相談されて下さい。